

平成25年度 第1回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成25年4月23日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成25年度 第1回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成25年4月23日（火）
- 開会時刻 午前10時00分開会
- 開催場所 高野町役場2階 大会議室
- 出席委員 1番 久保良作 2番 上田静可 3番 下名迫勝實 4番 柳葵
5番 井阪晴美 6番 中林敬 7番 梶谷廣美 8番 西山一高
9番 井手上治己 10番 尾家富千代 11番 井阪征郎

以上11名出席

- 欠席委員

以上0名欠席

- 事務局員 事務局長 佐古典英
事務局員 下西修造 門谷佳彦 垣内 宏樹

- 関係者

- 議事事項 報告第1号 職員の任免について
議案第1号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成24年度の
目標及びその達成状況に向けた活動の点検・評価、並
びに平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計
画について

- 議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局

おはようございます。定刻の時刻となりましたので、ただいまより平成25年度第1回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

本日の委員会でございますが、11名全員出席いただいております。高野町農業委員会会議規則第9条の規定数を超過しておりますので、本委員会は成立していることを御報告いたします。

まず初めに開会に当たりまして、事務局長より御挨拶申し上げます。

事務局長

4月に入りまして何かとお忙しいところ、農業委員会定例会、本年度の第1回でございます。お集まりいただきましてありがとうございます。

気候も定まったんかなと思えばまた寒くなったりとか、昨夜、高野山も2度まで温度が下がりました、もう一息で雪降るんちゃうかなというふうな、そういう状況の中で、高野山には大きな大農家ございませんのでそういう被害もございませんが、新聞を見ておりましたら冷害によって農地被害を及ぼしとるといような記事も載っておりましたが、何か最近の気候の変化が、急激なものがあると感じております。

事務局（門谷佳彦）

ありがとうございました。

続きまして、審議のほうに入ります。

まず初めに、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録の署名委員を事前に議長より御指名いただいております。

本日の署名委員につきましては、1番久保委員、2番上田委員にお願いいたします。

続きまして、議長の選出につきましては、高野町農業委員会会議規則第8条により当会の会長となっておりますので、井阪会長、審議のほう、よろしく願います。

井阪（征）議長

それでは、平成25年度第1回高野町農業委員会定例会を開催いたします。まず報告第1号「職員の任免」について事務局より説明願います。

事務局（門谷佳彦）

報告第1号「職員の任免」について、本会委員会事務局職員について、下記のとおり発令したので委員会に報告する。

平成25年4月23日提出、高野町農業委員会会長、井阪征郎。

1、岡本哲明、平成25年3月31日、高野町農業委員会事務局職員を免ずる。

井阪（征）議長

議案第1号について可決といたします。

次の議題は議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

はい。

議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」に対する許可決定について、別添の農地につき、農地法施行令第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので農業委員会の可否を求める。平成25年4月23日提出、高野町農業委員会会長井阪征郎。

今回、農地の所有権移転が合計3件ございます。

まず1件目でございます。

次のページ、6ページの番号1につきまして、農地の所在、高野町大字〇〇字〇〇〇〇〇番〇で、場所につきましては、図面の9ページのところでございます。

登記簿地目につきましては田、現況地目は畑、農振区分については農振地域外でございます。

面積につきましては面積1,140平方メートル、権利の設定については売買による所有権の移転でございます。

譲り渡し人の住所、氏名につきまして、高野町大字〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏。

譲り受け人の住所、氏名、高野町大字〇〇〇〇〇番地、〇〇〇氏。

経営面積につきましては、明示のとおりございません。

現地調査につきましては、4月1日、事務局と現地担当委員であります〇〇委員と実施いたしました。

現地報告につきましては、後ほど委員よりあるかと思います。

次のページをごらんになってください。

今回、〇〇〇さんは別紙の調査書のとおりでございます。

1号の全部効率化要件については、同人が効率的に耕作するため該当しません。

また、2号の法人要件及び3号の信託要件については個人のため適用はございません。

4号の農作業常時要件については、本人が年間通して180日従事することから150日以上を達成することになりますので該当いたしません。

5号の下限面積につきましては、権利を取得する面積が1,140平方メートルで11アールありますので、下限面積の10アールを超えておりますので該当いたしません。

6号の要件につきまして、所有権以外での耕作している方についてはございませんので該当しません。

7号の地域調和要件については、権利取得後も同様の規模で露地野菜栽培を行うため該当いたしません。

以上のおり書類審査及び現地調査をしたところ、農地法第3条第2項の各号に該当しないので許可相当と考えております。

続きまして、番号2番のほうをお願いいたします。

番号2番、農地の所在、高野町大字〇〇〇字〇〇〇〇番ほか2筆で、場所につきましては後ろのほうに載っております。

登記簿地目は畑、現況地目も畑でございます。

農振区分につきましては農振農用地内でございます。

面積については、3筆合計で2,564平方メートル。

権利の設定は、売買による所有権の移転でございます。

譲り渡し人の住所、氏名につきましては高野町大字〇〇〇〇〇〇番地の〇、〇〇〇〇氏。

譲り受け人の住所、氏名、高野町大字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏です。

経営面積につきましては明示のおりございません。

現地報告につきましては、4月5日に事務局と井阪晴美委員と実施しています。

委員より後ほど御説明があるかと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

調査書につきましては15ページを参照いたします。

今回の〇〇〇〇さんにつきましては、1号の全部効率化要件については、同人が効率的に耕作することがありますので該当しません。

同じく2号及び3号の要件につきましては、個人でございますので適用いたしません。

4号の農作業常時要件につきましては、本人が150日以上耕作するため該当いたしません。

5号の下限面積につきましては、設定面積の10アールを超えておる32アールを取得するので該当いたしません。

6号については、所有者以外の耕作権限がございませんので該当いたしません。

7号の地域調和要件についても、権利取得後、同様の規模で露地野菜を栽培し行うため該当いたしません。

以上、書類審査及び現地調査行ったところ、農地法第3条第2項の各号に該当しないので許可相当と考えております。

続きまして、3番です。

農地の所在地、高野町大字西富貴字〇〇〇〇番ほか1筆で、場所については別紙の図面をごらんください。

登記簿地目は畑、現況地目も畑。

農振区分については農振農用地内でございます。

面積は、合計2筆で432平方メートルでございます。

権利の設定については、売買による所有権の移転でございます。

譲り渡し人の住所、氏名につきましては高野町大字〇〇〇〇〇〇番地の〇、〇〇〇〇氏。

譲り受け人の住所、氏名は高野町大字〇〇〇〇〇〇番地の〇、〇〇〇〇氏。

経営面積につきましては2,209平方メートルを所有しております。

現地調査につきましては、4月5日、事務局と井阪晴美委員と実施しておりますので、これも同様に後ほどありますのでよろしくお願いいたします。

調査書につきましては、15ページでございますので、よろしくお願いいたします。

今回の〇〇〇〇につきましては明記のとおりでございます。

1号の全部効率化要件については、同人が効率的に耕作するため該当しておりません。

2号、3号については、同様に適用いたしません。

4号につきましても、150日以上行うので該当いたしません。

5号についての下限面積についても、10アールを超えておりますので該当いたしません。

6号についても、所有者以外ではございませんので該当いたしません。

7号について、地域調和要件につきましても、同様の規模で行うことから該当いたしません。

以上のとおり書類審査及び現地調査行ったところ、農地法第3条第2項の各号に該当しないので許可相当と考えてございます。

最後の4番をごらんください。

高野町大字〇〇〇字〇〇〇〇〇番ほか2筆で、場所につきましては別紙のとおりごらんください。

登記簿地目は畑、現況地目は休耕地となっております。農振区分につきましては農振農用地内。

面積は合計3筆で606平方メートル。権利の設定は売買による所有権移転でございます。

譲り渡し人の住所につきましては奈良県〇〇〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏でございます。

譲り受け人につきましては伊都郡高野町大字〇〇〇〇〇〇番地の〇、〇〇〇〇氏でございます。

経営面積につきましては2,209平方メートルを所有しております。

現地調査につきましては、3番と同様に行っておりますので、後ほど報告があると思います。

効率化要件につきましても、先ほどと同様に、1号の全部効率化要件につきましては同人が効率的に耕作するため該当いたしません。

2号、3号の法人要件及び信託要件については、個人のため適用がございません。

4号についても、常時作業については、150日以上従事するため該当せず。

5号の下限面積については、10アールを超えているため該当いたしません。

6号につきましても、所有者以外での権限で耕作する者がいませんので該当いたしません。

7号の地域要件についても、権利取得後も同様の規模で行うことから、該当いたしません。

以上のとおり、要件を書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号に該当しないと考えておりますので、許可相当と考えていますので、御審議よろしく願いたします。

井阪（征）委員

続きまして、現地調査の報告について各担当農業委員さんより順に願いたします。

井手上委員

9番、井手上です。番号1について御説明いたします。

平成25年4月1日に事務局の下西係長及び門谷主査とともに現地調査を行いました。

譲り受け人は譲渡人の方の兄弟でございます。

今回、兄との間で土地の売買を行い、所有権を移転するため農地を取得するものであります。

取得後も引き続き耕作することから、周辺の農地に影響はないと考えております。

以上、現地においても、農地法第3条第2項の各号に該当しないと判断しています。

以上、報告終わります。

井阪（征）議長

ありがとうございました。

続いて2、3、4の富貴担当の担当地区の農業委員より報告願いたします。

井阪（晴）委員

5番、井阪です。

番号2。

平成25年4月5日に事務局の垣内主事とともに現地調査を行いました。

譲渡人が高齢となり営農が困難になったため、新たに農業経営を行うため、譲り受け人との売買が成立したため、今回、申請において所有権の移転を行うものです。

取得後も引き続き耕作することから、周辺の農地に影響はないと考えてい

ます。

続きまして、番号3について。

今回の譲り受け人は、日ごろより同地区において農業経営の拡大を希望しており、今回、当該地を所有している者が高齢により営農が困難となったことから、合意により売買が成立したため、今回の申請において所有権の移転を行うものです。

取得後も引き続き耕作することから周辺の農地に影響はないと考えています。

最後に番号4について。

今回の申請地は、以前より譲渡人より土地の売買について相談があり、相続登記が完了したことにより、譲り受け人との間で売買が成立したため、今回の申請において所有権の移転を行うものです。

なお、当該申請地は耕作放棄地となっており、このまま放置すると周辺農地への影響が懸念されることから譲り受け人において、花木・野菜栽培を行う計画であることから、周辺の農地に影響を与えないと考えています。

以上、3件ともに現地において、農地法第3条第2項の各号に該当しないと判断しています。

以上です。

審議、お願いします。

井阪（征）議長

はい。

どうもありがとうございました。

ただいま事務局及び担当農業委員さんより説明がありましたが、農地法第3条の許可申請に対する御意見ございませんか。

各委員（「異議なし」）

井阪（征）議長

御意見がなければ、議案第2号について可決といたします。

続きまして、議案第3号「農業委員会の適正な事務実施に向けた平成24年度の目標及びその達成状況に向けた活動の点検・評価、並びに平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について事務局より説明お願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第3号「農業委員会の適正な事務実施に向けた平成24年度の目標及びその達成状況に向けた活動の点検・評価、並びに平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について農業委員会の適正な事務実施について、平成24年度の点検・評価結果（案）及び平成25年度の目標とその達成に

向けた活動計画（案）を作成したので審議願いたい。

平成25年4月23日提出、高野町農業委員会会長井阪征郎。

平成24年度の活動目標の点検・評価と平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画については別紙のとおりでございます。

この案件につきましては、前回の農業委員会の定例会で審議をしていただいた後に、高野町のホームページにおきまして地域の皆様よりの御意見の募集を行っておりました。

御意見の募集結果につきましては、最後のページに結果集計表をまとめております。

特に意見等はございましたので、御意見等の欄を反映した欄を今回つけておりますので、特にございません。

本日、御審議いただいた内容を可決後、高野町のホームページに公表するとともに、県を通じて近畿農政局に報告する予定でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

井阪（征）議長

ただいま事務局、説明担当員より説明がありましたが、御質疑、御意見ございませんか。

各委員より （「異議なし」）

井阪（征）議長

御異議なければ、議案第3号について可決といたします。

以上で予定していました議案審議、終了いたします。

これをもちまして議案審議は終わらせていただきます。

その他事務局から何かありませんか。

事務局長

本日予定しておりました議案のほう、全議案、可決いただきましてありがとうございます。

特に、議案3号につきまして、私も見せていただいてチェックさせていただいたんですけども、きょう、皆さんの御意見をいただくということで、短時間の中でいろいろ審議していただくということも、ちょっとお時間もいるかなと思うんですけども、事務局のほうで慎重審議、チェックして、皆さんに提案させていただいております案件でございまして、中身的にも適正にできておるとございまして、御安心いただきたいと思います。

また、お持ち帰りいただいて、お目通しいただきまして、御説明が要るようでしたら御連絡いただければ御説明させていただきたいと思いますので、議案3号につきましてはお願いしたいと思います。

それと、これ議案、農業委員会終わったわけでございますが、4月1日か

ら今まで担当しておりました岡本哲明が、同じ富貴支所でおるわけですが、担当が変わりまして、4月1日から垣内宏樹が農業委員会の事務局の一員として一緒に農業委員会を運営させていただくわけですが、特に筒香・富貴地域の皆様におかれましては農地確認等から始まりまして、いろいろとまた御指導いただくわけですが、本人から一言、皆さんに御挨拶申し上げます。

事務局（垣内宏樹）

改めまして、おはようございます。

このたび、4月1日から農業委員会の事務局を兼任することになりました、富貴支所の垣内宏樹と申します。

今まで簡易水道の担当をしておりまして、全く畑違いの分野になりますので、皆様に御迷惑をおかけすることもあるかと思っておりますけども、一生懸命頑張りますので、よろしくお願ひします。

事務局（門谷佳彦）

済みません、添付書類というか配付している分で、1個、農作業の安全チェックシートとシールがございます。

これにつきましては農林水産省のほうから、2013年の春の農作業安全週間というのがございますので、担当地区の農業委員さんに、何枚かお配りしておりますので、農家の方に配布し農作業についての啓発のほうをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それと、もう1個つけているのが、高野農業振興地域整備計画書のほうが新たにできておりますので、その分を農業委員さんのほうにお配りをしておきますので、今後、農業振興地域整備計画のお話が出るときは、これが大体もとなりますので、まず一度お目通しをいただければと思います。

あと1件報告がございます。

ことしも平成25年度全国農業委員会会長代表者集会在5月30日、東京の日比谷公会堂で開催されます。本会につきましては、会長のほうが出席いただけるということでございますので報告いたします。

また、内容につきましては、次回以降の内容で報告のほうさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

ありがとうございます。

井阪（征）議長

それではこれで農業委員会定例会を閉会いたします。どうも、忙しいところ御苦勞さんでした。

*****午前10時45分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成25年4月30日

会 長 _____

署名委員 1 番 _____

署名委員 2 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。